

酒田市建設工事成績評定要領

(総則)

第1条 酒田市（以下「市」という。）が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う建設工事成績評定業務に関しては、別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、市が発注する建設工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定、指導育成及び工事の質的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約担当者」とは、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第2条の規定による事務担当職員をいう。
- (2) 「受注者」とは、建設工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査員」とは、酒田市契約規則第13条の規定による検査職員をいう。
- (4) 「総括監督員」とは、酒田市契約規則第35条の規定による建設工事請負契約約款第10条に基づき指定した監督職員のうち、酒田市建設工事監督要領（平成30年告示第173号）第6条第1項に掲げる業務を行う者をいう。
- (5) 「監督員」とは、酒田市契約規則第35条の規定による建設工事請負契約約款第10条に基づき指定した監督職員のうち、酒田市建設工事監督要領第6条第2項に掲げる業務を行う者をいう。

(評定の対象)

第4条 評定の対象は、1件の当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が130万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、次の各号に掲げる建設工事であって、契約担当者が必要ないと認めたものについては、評定を省略できる。

- (1) 最終設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が130万円を超えない建設工事
- (2) 道路、河川、公園等の維持工事及びこれらに類する簡易な建設工事

(評定の内容)

第5条 評定は、工事の施工体制、施工状況、目的物の品質、技術的難易度、創意工夫、社会性等の評価項目について行う。

2 前項の評価項目の細目については、次の各号に掲げる各考査基準に定めるものとする。

- (1) 酒田市建設工事成績評定考査基準（考査基準－1）
- (2) 酒田市建設工事成績評定考査基準（考査基準－2）

(評定者)

第6条 第5条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第7条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、一つの工事の監督員及び総括監督員がそれぞれ複数の場合、あるいは一つの検査の検査員が複数の場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

2 前項の評定を行う場合であって、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

3 評定の方法は、第5条第2項に規定する各考査基準に定めるものとする。

4 評定の結果は、次の各号に掲げる様式（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

(1) 工事成績評定表（評定様式第1号）

(2) 工事成績採点表（評定様式第2号）

(評定の時期)

第8条 検査員である建設工事の評定者は検査を実施したとき、監督員及び総括監督員である建設工事の評定者は工事が完了したとき、それぞれ評定を行う。

2 前項に規定する検査とは、酒田市建設工事検査要綱（平成30年告示第171号）第2条に規定する検査の種類のうち、完成検査、一部完成検査、中間検査とする。

(評定表等の提出)

第9条 評定者は、評定を行ったときは速やかに評定表等を作成し、契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 契約担当者は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（別記様式第1）及び項目別評定点（別表1）により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 評定者は、第10条の評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を精査のうえ、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に速やかに、工事成績評定通知書の修正について（別記様式第4）により通知するものとする。

(説明請求及び回答)

第12条 第10条又は第11条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（説明請求様式第1号）により契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 契約担当者は、前項による説明を求められた場合は、速やかに、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第2）により回答するものとする。

(再説明請求及び回答)

第13条 第12条第2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、工事成績評定に係る再説明請求書(説明請求様式第2号)により契約担当者に対して評定の内容について再説明を求めることができるものとする。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、酒田市工事等競争入札参加者審査会の審議を経て、速やかに、工事成績評定に係る再説明書(回答)(別記様式第3)により回答するものとする。ただし、審議の結果、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(評定結果等の公表)

第14条 第10条の通知内容については、受注者に通知後、14日経過した日以降とする。

但し、第12条の申出があった場合は、第10条の通知内容及び、申立者の提出した書面及び回答を行った書面と合わせて公表するものとする。

2 第12条及び第13条の申立者の提出した書面及び回答を行った書面については、受注者に通知後、速やかに公表するものとする。

(その他)

第15条 ここに定めるもののほか、建設工事の成績評定について必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する

この要領は、令和3年4月1日から施行する

酒田市建設工事成績評定要領関係様式等一覧

様式名	名称	提出期限	作成者	提出先	備考
評定様式 第1号	工事成績評定表				
評定様式 第2号	工事成績採点表				
FAX送信	FAX送信票(市長部局)		契約 担当者	受注者	
	FAX送信票(上下水道部)				
別表1	項目別評定点	別記様式第1の別表	契約 担当者	受注者	
別記様式 第1	工事成績評定通知書 (市長部局)	成績評定が完了したとき	契約 担当者	受注者	
	工事成績評定通知書 (上下水道部)				
別記様式 第2	工事成績評定に係る説明書(回答) (市長部局)	成績評定通知に対して 説明を求められたとき	契約 担当者	受注者	
	工事成績評定に係る説明書(回答) (上下水道部)				
別記様式 第3	工事成績評定に係る再説明書(回答) (市長部局)	成績評定通知に対して 再説明を求められたとき	契約 担当者	受注者	
	工事成績評定に係る再説明書(回答) (上下水道部)				
別記様式 第4	工事成績評定通知書の修正に ついて(市長部局)	成績評定の修正を行った とき	契約 担当者	受注者	
	工事成績評定通知書の修正に ついて(上下水道部)				
説明請求 様式第1号	工事成績評定に係る説明請求書 (市長部局)	受注者用の説明請求様式	受注者	契約 担当者	
	工事成績評定に係る説明請求書 (上下水道部)				
説明請求 様式第2号	工事成績評定に係る再説明請求書 (市長部局)	受注者用の再説明請求様式	受注者	契約 担当者	
	工事成績評定に係る再説明請求書 (上下水道部)				

工 事 成 績 評 定 表

評定様式第1号

(所属部課名)

施 工 年 度	令和	年度	
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
契 約 金 額	当初 :	円	
	最終 :	円	
工 期		から	現場代理人氏名
		まで	主任(監理)技術者氏名
完 成 年 月 日			専門技術者氏名
評 定			
完 成 検 査	監 督 員	評定年月日 : 職 ・ 氏名 :	評定点 ①
	総括監督員	評定年月日 : 職 ・ 氏名 :	②
	検 査 員	評定年月日 : 職 ・ 氏名 :	③
既 済 検 査 (中 間) (出 来 形) (一 部 完 成)	検 査 員 (第1回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第2回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第3回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第4回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第5回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第6回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第7回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第8回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第9回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	検 査 員 (第10回)	() 職 ・ 氏名 :	④
	既 済 検 査 平均評定点	既済検査が2回以上の場合は④の平均値	
法令遵守等			⑥
⑦評定点合計			

- 注) 1. この評定表には、当該工事に係る「工事成績採点表(評定様式第2号)」を添付のこと。
 2. 完成検査のみの場合の評定。⑦評定点合計=①+②+③+⑥
 3. 既設検査があった場合の評定。⑦評定点合計=①+②+③×0.5+④(もしくは⑤)×0.5+⑥
 4. 監督員、総括監督員、検査員の評定点(①~⑤)は、少数第1位までとする。
 5. 評定点合計⑦は、四捨五入により整数とする。

工 事 名		工 事 場 所										所 属 部 課 名																																			
受 注 者 名		工 期					~					完 成 年 月 日																																			
評 定 項 目		① 監督員					② 総括監督員					③ 検査員 (完成)					④ 既済検査					細目別 評定点	得点 割合																								
		職氏名					職氏名					職氏名					既済検査回数 回																														
項目		評定年月日					評定年月日					評定年月日					既済検査回数2回以上の場合、加減点は平均値																														
細 別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e																				
1 施工体制	I 施工体制一般	1	0.5	0	-5	-10																					(3.3)																				
		$\times 0.4+2.9=$																																													
II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																					(4.1)																					
		$\times 0.4+2.9=$																																													
2 施工状況	I 施工管理	4	2	0	-5	-10																					(13.0)																				
		$\times 0.4+2.9=$																																													
	II 工程管理	4	2	0	-5	-10																							2	-	1	-	0	-7.5	-15											(8.1)	
		$\times 0.4+2.9=$																											$\times 0.2+3.2=$																		
III 安全対策	5	2.5	0	-5	-10	3	-	1.5	-	0	-7.5	-15											(8.8)																								
	$\times 0.4+2.9=$					$\times 0.2+3.3=$																																									
IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																					(3.7)																					
	$\times 0.4+2.9=$																																														
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	4	2	0	-2.5	-5																					(14.9)																				
		$\times 0.4+2.8=$																																													
	II 品質	5	2.5	0	-2.5	-5																							15	12	7.5	4	0	-12.5	-25											(17.4)	
	$\times 0.4+2.9=$					$\times 0.4+6.5=$																																									
III 出来ばえ	5	-	2.5	-	0	-5	-	5	-	2.5	-	0	-5	-											(8.5)																						
	$\times 0.4+2.9=$					$\times 0.4+6.5=$																																									
4 工事特性	I 施工条件等への対応											(加点) 0~+20点										(7.3)																									
		$\times 0.2+3.3=$																																													
5 創意工夫	I 創意工夫											(加点) 0~+7点										(5.7)																									
		$\times 0.4+2.9=$																																													
6 社会性等	I 地域への貢献等											10 7.5 5 2.5 0 - -										(5.2)																									
		$\times 0.2+3.2=$																																													
評定点計																						(100)																									
7 法令遵守等												(減点) -20~0点																																			
		$\times 1.0 =$																																													
評定点合計																						(100)																									

8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	履行	不履行	対象外
------------	----------	----	-----	-----

所 見	(監督員)	(総括監督員)	(検査員)
-----	-------	---------	-------

- 備考
- 1 評価欄は、工事成績評定審査項目別運用表から [a、a'、b、b'、c、d、e] を半角文字で入力ください。
 - 2 監督員の創意工夫の加点欄、総括監督員の工事特性の加点欄並びに法令遵守等の減点欄には、直接点数を入力ください。
 - 3 既済検査がなかった場合、①+②+③=細目別評定点とする。また、既済検査があった場合は、①+②+③×0.5+④×0.5=細目別評定点とする。
 - 4 既設検査1~10の()に中間・出来形・一部完成の別を入力ください。
 - 5 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 - 6 総合評価技術提案は、総括監督員が記載するものとし、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
 - 7 所見は特筆すべき事項について記載する。

別 表 1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	／ 14.9点
	II. 品質	／ 17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／ 100.0点

酒 契 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

付けで契約を締結した下記工事について、酒田市建設工事成績
評定要領に基づき評定した結果を通知いたします。

なお、評定の結果に疑問があり説明を受けたいときは、この通知を受けた日から起算
して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :
3. 工 期 : ~
4. 完成検査年月日 :
5. 評 定 点 :

詳細は別表1 (項目別評定点) のとおり

酒 管 理 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市上下水道事業管理者

工 事 成 績 評 定 通 知 書

付けで契約を締結した下記工事について、酒田市建設工事成績
評定要領に基づき評定した結果を通知いたします。

なお、評定の結果に疑問があり説明を受けたいときは、この通知を受けた日から起算
して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :
3. 工 期 : ~
4. 完成検査年月日 :
5. 評 定 点 :

詳細は別表1 (項目別評定点) のとおり

酒 契 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市長

工事成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記の通り回答いたします。

なお、本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面による回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により再説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :
2. 疑問に対する回答 :

酒 管 理 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市上下水道事業管理者

工事成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記の通り回答いたします。

なお、本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面による回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により再説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :
2. 疑問に対する回答 :

酒 契 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市長

工事成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日 付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記の通り回答いたします。

記

1. 工 事 名 :
2. 疑問に対する回答 :

酒 管 理 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市上下水道事業管理者

工事成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日 付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記の通り回答いたします。

記

1. 工 事 名 :
2. 疑問に対する回答 :

酒 契 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市長

工事成績評定通知書の修正について

年 月 日 付けで契約を締結した下記工事について、酒田市建設工事成績評定要領（以下「要領」という。）に基づき、年 月 日 付け酒契発第号にて評定しているところですが、下記の理由により工事成績評定を修正したので、その結果を別添のとおり通知いたします。

先に通知している工事成績評定については無効とし、本通知書が届き次第すみやかに返送願います。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :
3. 工 期 : ~
4. 完成検査年月日 :
5. 評 定 点 :

詳細は別表1 (項目別評定点) のとおり

6. 評定の修正をおこなった理由

酒 管 理 発 第 号
年 月 日

受注者 様

酒田市上下水道事業管理者

工事成績評定通知書の修正について

年 月 日 付けで契約を締結した下記工事について、酒田市建設工事成績評定要領（以下「要領」という。）に基づき、年 月 日 付け酒管理発第号にて評定しているところですが、下記の理由により工事成績評定を修正したので、その結果を別添のとおり通知いたします。

先に通知している工事成績評定については無効とし、本通知書が届き次第すみやかに返送願います。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :
3. 工 期 :
4. 完成検査年月日 :
5. 評 定 点 :

詳細は別表1（項目別評定点）のとおり

6. 評定の修正をおこなった理由

年 月 日

酒田市長 宛

住 所

名 称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付け酒契発第 号で工事成績評定の通知がありました
下記の工事について、その理由の説明を求めます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :

年 月 日

酒田市上下水道事業管理者

宛

住 所

名 称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付け酒管理発第 号で工事成績評定の通知がありました
下記の工事について、その理由の説明を求めます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :

年 月 日

酒田市長

宛

住 所

名 称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付け酒契発第 号で工事成績評定の説明がありました
下記の工事について、その理由の再説明を求めます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :

年 月 日

酒田市上下水道事業管理者 宛

住 所

名 称

代表者氏名

印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付け酒管理発第 号で工事成績評定の説明がありました
下記の工事について、その理由の再説明を求めます。

記

1. 工 事 名 :
2. 工 事 場 所 :